

# 平和憲法・9条をまもる 岩手の会 ニュース No.92

2013.6.6

発行：平和憲法・9条をまもる  
岩手の会 事務局会議

連絡先 県生協連・県消団連

TEL019-684-2225

FAX019-684-2227

## 5月3日憲法記念日 地域で多彩な活動

### 盛岡 憲法を大事に ～いまこそ憲法を学び、憲法を武器にたたかおう～

5月3日、「憲法記念日のつどい」がプラザおでってホールで行われ、150人以上が参加しました。日本平和委員会常任理事の内藤功弁護士が講演。内藤弁護士は、一審で、安保条約が憲法違反という判決を下した砂川事件の弁護団の中心を担った弁護士で、当時のことにも触れ、憲法を武器にたたかった裁判の歴史や、自民党改憲草案の、国防軍等の危険な内容を分かりやすく解説しました。そして、平和的生存権の視点で、オスプレイ飛行訓練の中止や、参議院選挙で自民党に打撃を与えることが必要だと訴えました。

講演後の会場との質疑では、「憲法を知らない若者も増えているが、何をすべきなのか」という問いに対し、「自民党改憲草案を読むより先に、日本国憲法を読んで、そのすばらしさに触れて欲しい。」などと応えました。その他の参加者からも「憲法は命を守るか守らないかの戦いである」などの発言がありました。



### 北上 市民の声を幅広く結集！ 憲法をまもるころをひとつに

5月3日、「憲法を守る市民のつどい」が、同実行委員会主催で、さくらホールを会場に開催され、市民103人が参加しました。弁護士小笠原基也氏が「いま『憲法』があぶない—改憲派の危険なたくらみ—」のテーマで講演しました。

小笠原弁護士は日本国憲法のしくみについて、「憲法は主権のある国民が国家権力をしる最高法規であり、国のあり方の根本原理を定めている。憲法の目的は『個人の尊重』であり、それを支える二本の柱が『基本的人権の尊重』『国民主権』。二本の柱は『平和主義』という土台の上に建っている。土台を置くゆるぎない地盤が『憲法の最高法規性』である。」と強調。また、「憲法の最高法規性」について、「普通の法律は国会の議決

だけでつくれるが、憲法の改正は第96条で『各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議』（議決）したものを国民に提案し、国民の承認（国民投票）を得る必要があると定められている。これは、憲法が国家の基本法であり、最高法規であること、及び、国民が主権者であることのあらわれである。だから、憲法99条では、国民ではなく『天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員』が『憲法尊重擁護義務』を負うと定められている。なのに、いま改憲を進めているのは安倍総理大臣を先頭にした国会議員が中心。これは重大な憲法違反である。」また、「自民党改憲案では対話による平和から武力による平和へ転換される。安倍総理らによって進められている改憲のたくらみは、国のあり方を根底から変えるクーデターと言っても過言ではない極めて危険なたくらみである。」と訴え、いま、国民は自己の矜持を守るのかどうかを問われている、と警告しました。



## 釜石 憲法記念日・釜石のつどい

5月3日、「憲法記念日・釜石のつどい」が、同実行委員会主催で、釜石公民館で開催され、25人が参加しました。「くらしの現実から、憲法を考える」と題した徹底トークで、進まない復興や被災の状況、消費税増税への懸念、憲法9条の意義、医療現場の大変さなどを参加者全員が発言しました。日頃の思いや願いや不安と、憲法との関わりを改めて確認する機会となりました。

# 『壊憲』許すな！9条の会東北交流会を開催

第3回9条の会東北交流会が、5月18日盛岡市のアイーナで開催され、東北各地から290名が参加し会場を埋めました。

### 「立憲」か「壊憲」か

水島朝穂・早稲田大学法学学術院教授が「壊憲にどう対抗していくか～自民党改憲草案を診る」と題する講演で、「護憲か改憲かではなく、大事なのは『立憲』か『壊憲』かだ」と強調しました。

#### <講演要旨>

マスコミは、憲法の議論を「改正」に賛成か反対かだけでくくってしまい、安倍首相の威勢のいい情緒的な「持論」ばかり報道している。憲法「改正」は国民の権利であり、それに賛成か反対かではなく、いま問題なのは権力の側が憲法を変えようとしていることだ。

自民党の改憲草案は、立憲主義（国家が人権を侵害しないように権力にしばりをかけるという憲法のあり方）を逆転させるものであり、まさに「壊憲」。そういう視点で「護憲・改憲」の枠を超えて対話を広げる必要がある。改憲派の識者も、立憲主義の立場から「96条改正」に対する批判を強めている。

本来の憲法改正には、高い説明責任、自由な討論、熟議の時間が必要だが、安倍首相は何一つ満たしていない。「憲法とは何か」がマスコミでほとんど語られないなかで、9条の会の役割は大きい。憲法の三原則に立憲主義を加え、おおいに語ってほしい。



### 「命をかけています」と参加者を激励



参加者からの質疑で、「立憲主義」の議論は有効かの問いに、「立憲主義が立派なものという議論ではなく、いまの政権があまりにも憲法の根幹をひっくり返そうとしている。そこに気づいてもらうことが大事」とこたえました。

また、先生はなぜそこまでがんばれるのかとの問いに、「命をかけている。みなさんも9条の会に命をかけて下さい」とこたえ、参加者も刺激を受けました。

参加者からは、「憲法に対する考えが180度変わりました。憲法は権力者に守らせるためのものということ、一刻も早く他の人に話したいと思いました。」（20代男性）、「護憲か改憲かではない、話し合うことの重要性など、考えさせられる内容がたくさんありました。先生のパワーに圧倒されました。」（40代女性）などの感想が寄せられました。

また、午後は全体交流会を行いました。200人が参加し、今後の9条を守る運動について考え合いました。各県から9条を守る取り組みが発表されましたので、青森県、秋田県、宮城県の報告を紹介します。

### 青森県「青森九条を守る会」常任世話人・事務局担当 金澤茂さん

青森九条を守る会は2004年11月3日に発足。以来毎年1回～2回伊藤真さんや、水島朝穂さんなどをおよびしてこれまでに全16回の学習講演会を開催しています。その他、毎月1回青森市内で街頭宣伝や、県内九条の会交流会を開催しています。今年の5月3日には、青森県で初めて8団体による集会「憲法記念日・憲法改正阻止集会」を開催し、300人が参加しました。今後も8団体との共同行動を進めながら運動を続けていきたいと思ひます。

### 秋田県「秋田九条の九条の会」児玉金友さん

昨年1年間の主な活動のひとつに「連続講座」があります。「能代まちなか9条の会」では、原発について専門家を講師に、年間4回の連続講座を開催しました。講座の締めくくりは「原発と憲法9条」。この講座で福島から避難している方々との結びつきが強まりました。その他、主な「地域の会」「女性9条の会」「宗教者9条の会」「農林水産9条の会」など、年1回、それぞれ設立記念日中心に講演会を行っています。また「湯沢市9条の会」では「9の日」行動の一環として街頭宣伝を7年間続けています。「首長9条の会」では新聞に「意見広告」を出し、県民の注目を集めました。

### 宮城県「宮城県内九条の会連絡会幹事・泉パークタウン九条の会」

#### 須藤道子さん

宮城県内九条の会連絡会は県内122の県内九条の会をつなぐ組織です。「連絡会」では年に1回総会を持ち、年間のテーマを確かめ合いつつ活動交流の場を持っています。今年の参議院選挙までに、憲法96条と憲法9条改定問題にしばって、広く県民に理解してもらえるよう大判チラシを作成しました。このチラシを使って九条の会のある地域はポスティングによる全戸配布(20万部)をめざします。また各種集会・街頭宣伝にも活用していきます。



そして、岩手県からは岩手の会幹事会から都南の会の伊藤稲子さん、いわて生協の反町久美さんが寸劇風に発表しました。

岩手の会では、安倍晋三自民党総裁体制で強まってきた憲法改悪の動きに対し、2012年11月に拡大運営委員会を開催、九条の会事務局の高田健さんに9条をめぐる危機的情勢を学びました。その後今後の運動について幹事会や運営委員会を開催し、話し合ってきました。

今後めざす方向として、岩手の会は「9条を改悪させない」という一点で運動してきましたが、改憲勢力が一致している96条の改正は9条を変えることにもつながるため、当面96条改正反対を加え取り組むことにしました。そのために新しいアピールを作成し、県民のみなさんに広く伝え、地域組織や団体でも街頭宣伝等でお知らせし、9条・96条の改悪に反対という世論を強めます。また情勢にあったチラシ・署名用紙を作成しました。今回のニュースと一緒に送っておりますので、取り組みをよろしくお祈いします。



# 「地方自治に日本国憲法の理念を活かす 岩手県市町村長の会」が結成！

5月14日、盛岡市岩手県自治会館において、「地方自治に日本国憲法の理念を活かす岩手県市町村長の会」が結成されました。会の代表に元奥州市長の相原正明氏、副代表に一戸町長の稲葉暉氏、元宮古市長の熊坂義裕氏を選び、運営委員や会員を合わせ現職4人、前職8人、元職6人の首長18人が名を連ねています。

結成アピールでは、「自治体の最終責任者ともいえる首長は、憲法の掲げる『国民主権』、『恒久平和主義』、『基本的人権』などの基本理念を基礎として、住民の安全安心と福祉の向上に渾身の努力を傾けてきた。」改憲論議がたかまっている中、「改めて『原点』に立ち返り、これを地方自治に活かす取組みの重要性、首長の責務を痛感」し、「今日の地方自治に日本国憲法の理念」を活かし、「一党一派に偏することなく、みんなで知恵を出し、実践していく」と強調しています。

会の目的として、県民・自治体関係者に日本国憲法の理念を広め、それを活かすことに貢献する講演会やシンポジウムなどを開催し、草の根から世論の形成に努めると掲げました。また主な活動として、講演会やシンポジウムの開催の他に、取り組みの記録などをまとめたブックレットの発刊、東北地方の首長9条の会などとの連携を図ると決めました。



## コラム = 自民党の「日本国憲法改正草案」は、どんな「国」にしようとしているか？（その4）

安倍首相と自民党の「日本国憲法改正草案」の論点はしっかり理解されてきていると思います。そのことからすれば天皇主権、国防軍の創設、基本的人権の制約などは「大日本帝国憲法」への“復古”であることは明確です。しかし、それは日本国憲法で二度と繰り返さないと反省した「国」です。アジアの識者などは「大日本帝国憲法」への「復帰」では心配、「日本国憲法」に基づく「国」であれば信頼できると言って議論しています。日本国民は「憲法改正」で「大日本帝国憲法」への“復古”は許されないものであることを「飛躍的に」広めていくことが求められているのが昨今の情勢ではないでしょうか。

その“復古”を許さないためには先ず日本国憲法前文の第1章句の結論で「われわれは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」となっているのを今一度思い起こす必要があると思います。また学習の強化で確信を強め、国民の中に活動を広めることです。そして「改憲の議論の段階」でそれに打ち勝たなければなりません。

改憲勢力は国会での政局の「安全運転」を掲げながらも、「虚構の多数」をあてに「改憲」の気持ちが逸り、「暴走」をチラつかせています。これは、改憲勢力が「確信」（本気の気持ち）を持って「大日本帝国憲法」への「復古」を考え、行動していることを示したものであり、これをしっかり把握して活動しなければなりません。

県内の9条の会の活動で「改憲勢力に対抗できる世論をつくろう」と活動が始まっているのは時宜を得たものであると思います。 (T)

## 今月の署名行動

今日は、6月10日（月）12:00~12:45盛岡・クロステラス前（七十七銀行向）で行いますので、是非ご参加ください。日差しが強い事も予想されますので、必要に応じて帽子等の準備もお願いします。